

エステティックサービス契約書約款

- 第1条（契約の成立）お客様（以下「甲」といいます。）本契約書記載の内容及び約款の各条項を承諾の上、当サロン（以下「乙」といいます。）に対して、本日、エステティックサービス（以下、「役務」といいます。）の申込みを行い、乙はこれを承諾しました。
- 甲が未成年者の場合は、親権者の同意を必要としますので、「親権者同意書」等の書面で親権者の同意を確認した上で本契約の成立となります。
 - 甲がクレジットを利用する場合は、甲及びクレジット会社間の立替払い契約が成立しないときは、本契約も成立しなかったものとみなします。
- 第2条（役務の内容）乙は、甲に対し、本契約書に記載するコース名、時間及び回数の役務を提供するものとし、役務の提供に際し甲が購入する必要がある商品（以下、「関連商品」といいます。）がある場合は、その商品名、種類、数量を明記するものとします。
- 第3条（役務等の金額）乙は甲に提供する役務の対価、関連商品がある場合、その代金その他甲が支払わなければならない金額を本契約書に明記するものとします。
- 第4条（支払い方法及び支払い時期）甲は乙に対し、役務等の金額を本契約書に記載された支払方法及び支払時期に従い支払うものとします。
- 第5条（役務の提供期間）役務の提供期間は、本契約書に記載された期間とします。但し、提供期間は甲乙双方の合意により延長できるものとします。（最大1年間）甲が延長を希望する場合は、役務提供期間満了日の30日前までに申し出なければなりません。

第6条（クーリングオフ）

- 甲は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、関連商品を含め、書面により契約を解除することができます。（これを「クーリング・オフ」といいます。）なお、関連商品のみでのクーリング・オフは認められません。クーリング・オフをした際は、違約金及び利用した役務の対価等の支払いは不要です。又、乙が契約に関して甲から金銭を受領している時は、速やかに全額を返金いたします。但し、関連商品のうち、健康補助食品、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（乙が甲に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合は除く）は、当該商品に限りクーリング・オフをすることができません。
- 乙が甲に不実のことを告げ、又は威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合、甲は、改めて乙からクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、乙より説明を受けた日から起算して8日間以内であれば、書面によりクーリング・オフをすることができます。
 - 関連商品の引渡しが行われている際には、当該関連商品の引き取りに要する費用は乙の負担とします。
 - クーリング・オフは甲がクーリング・オフ書面を乙宛に発信したときに、その効力が生じます。
 - 関連商品の販売者が乙と異なる場合には、甲は、当該販売者宛てにもクーリング・オフをする旨の書面を送付してください。
 - クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりしますので、詳しくは各クレジット会社の規定等でご確認ください。

クーリング・オフ（契約解除）文例

契約解除通知書

484-0066 愛知県犬山市五郎丸上前田 34-3
株式会社アダムス医療 代表取締役 渡辺敏司殿
平成〇年〇月〇日、貴社（ラ・セヌ〇〇店）との間で締結したエステティックサービス契約について、約款第6条に基づき解除します。
つきましては、支払い済みの〇〇〇円を下記銀行口座に振り込んで下さい。私が受け取った商品をお引き取りください。
銀行口座：〇〇銀行〇〇支店、普通預金口座〇〇〇〇 口座名義人〇〇〇〇
平成〇年〇月〇日 契約者 住所 〇〇〇〇 氏名 〇〇〇〇 (印)

- 第7条（中途解約）甲は、クーリング・オフ期間を過ぎても、関連商品を含め、契約の中途解約ができます。但し、関連商品の内、健康補助食品、化粧品、石けん、浴用剤等の消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用又は消費したとき（乙が甲に当該商品を開封させたり、その全部もしくは一部を使用又は消費させた場合を除く）は、当該商品に限り中途解約をすることができません。又、未使用であっても、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。なお、関連商品のみでの解約は認められません。
- 中途解約の費用として次の料金をお支払い頂きます。
「役務提供開始前」 契約締結及び履行のために要する費用をお支払い頂きます。（上限は2万円税込です。）
「役務提供開始後」 精算金 = お支払い総額 - ①提供された役務の対価 - ②関連商品代金 - ③解約手数料
- ④※キャンペーン・サービス相当額
①提供された役務の対価（1回当たりの役務料金 × 利用回数）
②関連商品代金（以下の1～3の合計金額）
 - 健康補助食品 化粧品 石けん 浴用剤等のうち開封又は使用したものの代金
 - 上記1を除く関連商品が返還された場合はその通常の「使用料相当額」
 - 上記1を除く関連商品が返還されない場合はその代金
③解約手数料 2万円（税込）又はご契約残額（未消化役務残額）の10%に相当する額のいずれか低い方の額
④※キャンペーンがある場合に限り。契約内容で役務提供満了を前提条件で実施しているキャンペーン・サービス・旅行等が、中途解約された場合、実費にて精算されます。
関連商品として購入された下着類、美容機器類で、開封又は使用したのものについては、使用料相当額をお支払い頂きます。但し、著しく商品価値が損なわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。この場合は返金対象外となります。
- 役務提供期間が過ぎた契約については、解約できませんのでご注意ください。
 - クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりしますので、詳しくは各クレジット会社の規約等でご確認ください。
 - プリペイドポイント契約等については、別紙「ラ・セヌプリペイドポイントのご案内」や概要書面の通りです。
- 第8条（施術上の注意）乙は、甲へ役務提供するにあたり、事前に甲の体質及び体調等を聴取し確認するものとします。甲の体調・体質により、乙は甲へ役務提供をお断りする場合もあります。
- 役務提供期間中、甲は体調を崩したり、施術箇所に異常が生じた場合は、直ちに乙へその旨を伝えるものとします。この場合、乙は直ちに役務を中止します。その原因が乙の施術に起因する疑いがある場合は、一旦乙の負担で、甲に医師の診断を受けて頂く等の適切な処置をとることとし、甲乙協議の上解決するものとします。
- 第9条（キャンセル料）甲は、前日の営業時間内にキャンセルする旨を連絡するものとします。無断でキャンセルした場合はキャンセル料として一律¥3,000（税込）を乙に支払うものとします。
- 第10条（別途協議）本契約書に定めのない事項又は本契約書に疑義が生じた場合は、甲乙の協議により解決するものとします。